

Cebu International Academy

規定書

第1条 (目的)

この規定は Cebu International Academy(以下”CIA”)学則として、本学 CIA で英語語学研修を行う学生(以下”CIA 学生”)が遵守すべき諸事項を規定することにより CIA 学生の安全と研修の成功を目的とする。

第2条 (遵守義務)

- CIA 学生は、CIA によって定められたすべての規律を遵守しなければならない。
- CIA 学生は、学内掲示板にて発表された内容と記事を各自必ず確認し、それに伴う事項を遵守しなければならない。
- CIA 学生は、CIA 職員の指示に応じなければならない、指示に反したり、学習の意志がないと判断された場合、CIA は警告措置又は無返金退学措置をとる。
- CIA 学生は、学校で行われる正規授業とアクティビティ(単語テスト、スピーチコンテスト、月末レベルテストを含む)には、必ず参加しなければならない。

第3条 (改正)

本校 CIA は各コースの開講日、カリキュラムは、必要に応じて予告なく改正することができる。

第4条 (門限)

CIA 学生は、本校 CIA によって定められた以下の門限時間を遵守しなければならない。

備考	区分	門限時間	
翌日授業がある場合	平日(日~木)	22:00	夜10時以降は学校内へ入れません
翌日授業がない場合	週末(金~土)	00:00	夜0時以降は学校内へ入れません
翌日授業がある場合	フィリピン祝日	22:00	夜10時以降は学校内へ入れません
翌日授業がない場合	フィリピン祝日	00:00	夜0時以降は学校内へ入れません

第5条 (正門の出入り)

- CIA 学生は、門限以降は一切の外出ができない。(月 1 回は外泊許可書が提出可能)
- CIA 学生は、平日(月~金)の授業時間中の外出はできない。(どうしても外出が必要な場合は許可書が必要)
- デイリーテスト不合格、規定の罰点を受けている学生は外出できない。

第6条 (祝日と休日)

本校 CIA は、フィリピンの祝日や通常の休日、また天災地変などにより休校・休講となった場合、それによる補講や返金を一切行わない。

第7条（外泊と外出）

本校 CIA は、CIA 学生の安全確保のために無断外泊、夜間の無断外出を禁止する。

- 性別に関わらず他の学生の部屋で宿泊した場合は、CIA 規則に従い、警告・退学措置がされることがある。
- 平日の旅行は不可とする。但し、下記の事項にのみ許可する。
 - 家族・知人が訪問する場合（事前にオフィスに報告する必要があり、家族の航空券コピーと旅行計画書を併せて提出）
 - 航空券をあらかじめ予約してある場合（韓国、ボラカイなどは許可するが航空券のコピー要提出）

※但し、旅行による長期欠席は出席率に含まれるので注意すること

第8条（外泊届と旅行計画書）

CIA 学生は、以下の外泊届と旅行計画書の提出を遵守しなければならない。

- 特別な事情で外泊を必要とする場合は、事前にオフィスに外泊届を提出し、許可を得なくてはならない。
外泊届は月1回、翌日授業がない場合（休日）にのみ可能。
- 外泊届の作成なしに無断外泊した場合、罰点が付与され掲示板に写真と共に公示される。
- 旅行計画書は1泊2日以上を対象とし、事前にオフィスに旅行計画書を提出して許可を得なければならない。週末を利用した旅行を対象とするが、セブ市内とマクタン島内での滞在は旅行とみなされない。
（家族・知人の訪問の場合は事前にマネージャーに相談をする）
- 外泊届、旅行計画書を提出せずに外泊、旅行をした場合、いかなる理由であっても無断外泊と見なし、それに伴う警告措置をとるものとする。

第9条（保険）

CIA の学生は、日本で事前に保険（留学生保険、旅行保険）に加入するものとし、学生個人での外出や旅行時に発生する事故やその他の事故については、本校 CIA 側では一切責任を負いません。

従って、本校 CIA 側で支払う義務はなく、学生個人が直接加入する保険の補償限度内でのみ補償を受けることができる。保険未加入の責任も学生本人にあるものとする。また、本校 CIA 主催の団体の活動の場合でも、指示に従わず CIA の学生個人の行動で発生した事故についても責任は負いません。許可された夜間外出や外泊の場合と同様に、外部で起こった事故も CIA 学生本人に責任があるものとする。

研修期間を延長した場合は、CIA 学生本人の責任で保険を必ず延長しなければならない。延長期間の事故等に対する責任は、上記の内容と同一とする。

第10条 (スケジュール)

CIA 学生は平日(月～金)には、下記スケジュールに従って行動しなければならない。

＜月～木曜日＞ 50分授業		＜金曜日＞ 45分授業	
時間	日程	時間	日程
06:30 - 07:20	朝食	06:30 - 07:20	朝食
07:30 - 08:20	単語テスト	08:00 - 08:45	1 限目
08:30 - 09:20	1 限目	08:50 - 09:35	2 限目
09:30 - 10:20	2 限目	09:40 - 10:25	3 限目
10:30 - 11:20	3 限目	10:30 - 11:15	4 限目
11:30 - 12:20	4 限目	11:20 - 12:05	5 限目
12:30 - 13:20	昼食	12:10 - 13:00	昼食
13:30 - 14:20	5 限目	13:05 - 13:50	6 限目
14:30 - 15:20	6 限目	13:55 - 14:40	7 限目
15:30 - 16:20	7 限目	14:45 - 15:30	8 限目
16:30 - 17:20	8 限目	15:35 - 16:20	9 限目
17:30 - 18:20	9 限目	16:25 - 18:30	スピーチコンテスト/レベルテスト
18:30 - 19:20	夕食	18:30 - 19:20	夕食
- 22:00	門限/消灯	- 24:00	門限/消灯

授業時間割は現地の事情により予告なく変更となる場合があります。

【朝の単語テスト】

ESL コース:

不参加または 0 点の場合、その当日の外出が不可となる。

月～木のテストスコアの合計が 40 点中 24 点未満の場合、その翌週末(土、日)に外出が制限される。

TOEIC/IELTS コース:

不参加または 20 点中 16 点未満の場合、当日の外出が不可。

月～木のテストスコアの合計が 80 点中 60 点未満の場合、その翌週末(土、日)に外出が制限される。

*外出制限の該当週に退寮予定の場合は、平日(月～金すべて)の外出が制限される。

第11条 (講師の欠席)

1:1 クラスの講師が欠席した場合、その授業について本学 CIA は CIA の学生に代替講師もしくは補習授業を割り当てることができる。グループ授業は自習への振り替えとなる。但し、CIA 学生本人の都合で欠席した場合には、CIA は補習授業を提供しません。

第12条（出欠状況管理）

本校 CIA は、以下の事項に CIA 学生の出欠を管理します。

- 授業開始ベルが鳴った後、10分以降は欠席とみなす。
- 具合が悪く授業に出席できない場合、授業開始前に欠席届をオフィスに提出しなければならない。
- 欠席届の提出なしに授業を欠席した場合は、無断欠席としてみなされ、それに伴う措置がとられます。
- 欠席により、出席率が90%未満の場合は、本学 CIA の修了証を受け取ることができない。
- 欠席届がなく1週間で同じ授業を2回以上無断欠席した場合、その授業はなくなり、義務自習が割り当てられる。再度該当授業を取る場合は、CIA の授業変更ルールに従って CIA 学生が自分で追加手続きを行う。

第13条（欠席届）

本校 CIA の欠席届に関する規定は、下記のとおりである。（欠席届を提出した場合のみ出席として認められる）

- 病気による病院の外来診療と入院：事前にマネージャーへ報告することで欠席扱いにはならない
- 欠席届許可回数と提出方法
 - 欠席届の許可回数：週5コマ以内
 - 欠席届の提出方法：オフィスにて担当者の承認をもらう。
- 病欠の場合は、半日(午前/午後)もしくは全日欠席の申請が可能。その場合は欠席としてカウントしない。

第14条（外出旅行制限）

平日や週末の外出や旅行は一週間(毎週月～金曜日)の学生の授業出席率や罰点の現状に応じて以下のように制限される。

(週末外出や旅行制限)

- ★1週間罰点10点以上
- ★1週間の授業欠席5コマ以上
- ★デイリーテストのウィークリースコアが基準点に満たない場合

(平日外出制限)

- ★デイリーテスト不参加/0点の場合。(TOEIC/IELTS コースの場合はデイリースコアに達しない場合、当日外出不可)
- ★退寮予定の前の週に罰点10点以上、もしくはウィークリースコアに達しなかった場合。

上記の中で(★)が1つでも該当する学生は外出、外泊、旅行が制限される。平日外出が制限される学生のリストは毎日学校内の掲示板に公示され、週末外出/外泊や旅行が制限される学生は、毎週月曜日に公示される。これらの制限を破り、学校の外へ出た場合は更に罰点が付与される。(別途、個人カウンセリングも実施)

外泊申請、旅行申請は毎週月～金曜日のオフィス業務時間内で申請が可能です。旅行から戻ったあとは、オフィス業務時間内に旅行書類証明(旅行写真や領収書など)を提出しなければならない。

第 15 条 (寮内禁止事項)

CIA 学生は寮内禁止事項の違反、場合によっては警告の累積とは関係なく退学措置がとられます。

- 他人の部屋への出入り(異性の部屋の場合は、無返金退学処分)
- アルコール類の持込みと飲酒、賭博をする行為
- 寮の部屋を無断で改造する行為
- 寮に危険物を持ち込んだ場合
- 寮の建物や施設、設備に損傷を与えた場合
- 他の学生に迷惑や被害を及ぼす行為をとった場合
- 食堂と売店の食器・食べ物を寮内部へ持ち込む行為
- 寮で政治、集会、宗教活動をする行為
- 寮でペットを飼育する行為
- 寮で商取引をする行為

第 16 条 (静粛時間)

11:00 PM から翌日 6:20 AM までは就寝時間とし、他の学生の就寝を妨げるような行為や CIA 内で騒いだり迷惑を与えた場合には警告を与えるものとする。

第 17 条 (警告と減点制度)

CIA は学業向上の雰囲気作りや、学生の安全を確保し、事故等を未然に防止するために、本学 CIA の規定に沿って違反による罰点を与えている。定められた校則を破ったり、授業の無断欠席、無断外泊、門限違反、学生立ち入り禁止区域への立ち入り、不良態度などの理由により、本学 CIA は、当該学生に警告または退学措置をとることができる。罰点が規定を超えた場合は退学措置をとる。

また、場合によっては学生の警告内容等をエージェントや家族へ通知することができる。その際に、学生が集会を開いたり、客観的な事実に基づいていない学校中傷、学生を扇動して学校側が被害を受けた場合、本校 CIA は当該学生を退学させることができ、一切の払い戻しも行わない。また場合によっては法的被害補償に関する訴訟をすることができる。

以外のすべての事項は、本校 CIA の校則によるものと、すべての法的問題との訴訟は、本校 CIA 側の指定権限を有する。

違反内容	罰点
暴力行為	10
飲酒行為/寮内での喫煙行為	10
異性同士の同宿 (夜 10 時以降に他人の部屋に出入りした場合も同宿扱いとする)	10
無断外泊	10
器物損壊(実費弁償)	5
塀を越える行為	10
無断外出	10

違反内容	罰点
門限違反	5
禁止区域立ち入り(カジノ、風俗店など)	5
アルコールの搬入を試みる行為	5
学校内での迷惑行為	5
寮内での炊事や電熱器具の使用	5
食堂・売店の食器や食べ物の寮内搬入	5

罰点は本校 CIA の規定に違反した CIA の学生に対し与えられ、内容に応じて 5~10 点の罰点が付与され、規定の罰点を受けた場合、退学措置が下される。退学となる罰点の基準は、研修期間に応じて異なって適用される。
(4 週 15 点 例: 8 週登録学生 30 点 (2×15 点)、12 週研修学生 45 点 (3×15 点)となる)

退学基準罰点の 50%に達した場合、本校 CIA の修了証が発行されず、80%に達した場合は、当該学生に対して警告措置をとる。その他の違反の場合にも、本学 CIA は罰点を付与することができる。また、本校 CIA の規定に該当しない行為でも、フィリピンの法律に違反したり、一般常識から外れた行為については、CIA ゼネラルマネージャーによって退学措置を下すことができる。

第 18 条 (号室のチェック)

- 本学 CIA は、規定違反と点検する必要があると判断した場合、寮の部屋(ホテル寮も含む)の点検を行うことができる。
- 本学 CIA は、学生の生活状況などを把握するために寮の部屋のチェックを行うことができ、学生不在時であっても学生の許可なしに部屋に立ち入ることができる。

第 19 条 (寮の清掃)

寮の掃除は、各部屋ごとに週 1 回ずつ実施され、別途清掃が必要な場合はオフィスで追加申請をすることができる。またリネン交換は 2 週に 1 回、清掃時に一緒に交換し、別途リネン交換が必要な場合はオフィスに追加申請することができる。

学生不在時に清掃を行うため、個人の現金や貴重品等はセキュリティボックスに保管し自己管理するものとし、盗難・紛失については CIA は一切責任を負わない。また上記トラブルを防ぐため、CIA は学生の机やクローゼット内部、引き出し等は清掃を行わないものとする。内部寮で使用するセキュリティボックスの電池は学生負担とする。

第 20 条 (ランドリー)

洗濯は各フロアごとに定められたスケジュールに基き、週 2 回洗濯物を出すことができる。洗濯を預ける際には、洗濯数量と状態をランドリースタッフと共に確認した後、所定のリストに署名する。(例: タオル-5 個/ズボン-2 着/ T シャツ-4 章) 約 3 日後にランドリーの受け取りが可能。受け取りも定められたスケジュールに従うものとする。洗濯を受け取る場合にも必ず数量および本人所有の洗濯であることを確認した後、所定のリストに署名しなければならない。必ず本人が受け取り署名を行うものとする。

また自身の下着に関しては、学生各自で洗濯する。

フィリピンでの洗濯は手洗いであり、洗剤の質も良くないため、洗濯物の変色したり色落ちがする可能性がある為、高価な服や傷みやすい服は自分で洗濯を行うこと。本学 CIA は変色、色落ちの場合は程度に応じて限度内で補償し、洗濯物を紛失した場合は区分に応じた限度内で補償するものとする。

また学校外部の民間のランドリーショップ等を利用する場合は、CIA は一切責任を負わない。

第 21 条 (寮の保証金)

CIA 学生は入学時にデポジット 2,500 ペソを本校 CIA に納付しなければならないが、学生の研修期間が終わる際にオフィスで学生本人に返金する。また研修期間中に学校の公共物や寮の備品等を破損した場合には保証金から該当金額が差し引かれ、研修期間終了時に、残りの金額の払い戻しを受けることができる。

毀損発見時に原因者がいない場合は部屋を使用している学生の共同責任となり、負担しなければならない。

第 22 条 (電気料金)

月 4 週単位で 1 人部屋 1,500 ペソ、2 人部屋 1,300 ペソ、3 人部屋 1,200 ペソを入学時に納付しなければならない。電気使用量は、毎日本校 CIA 側でチェックを行い、総使用量の 150%を超過した場合は、退室時に超過料金を追加納付しなければならない。

第 23 条 (部屋の割り当て)

本校 CIA は部屋の割り当てに関するすべての権限を持っており、CIA の学生は寮の部屋を任意に変更することはできない。(ホテル寮を含む)

第 24 条 (火災防止)

CIA 学生は、火災防止のために、学校や寮などすべての場所においてガスバーナー、ろうそく、マッチなどの火災の原因となるすべての物品の使用を禁止する。発見された場合、ただちに回収され、場合によっては警告措置をとる。

第 25 条 (奨学制度)

本校 CIA は学生の勉学意欲向上と積極的な英語学習促進を図るため、毎月定期的にレベルチェックテストの成績優秀者、また英語スピーチコンテストの参加者に奨学金制度を実施する。

- 毎月行われるレベルテスト成績優秀者 1 位、2 位、スコアアップ
- 隔週英語スピーチコンテスト 1 位、2 位、人気賞
- 注意事項: 奨学金は重複賞与不可であり、警告、および罰点を付与された CIA の学生は、奨学金の対象者から除外される。

第 26 条 (修了証)

CIA 学生は最低出席日数(90%以上)を満たし、尚且つ、ペナルティが規定範囲内で定められた期間のコースを終えた場合にオフィスにて修了証を受けることができる。しかし下記に該当する場合は修了証の発行は行わない。

- 出席日数が 90%未満の場合
- CIA の規定に違反して誓約書を 2 回以上作成した場合
- 正規試験(レベルテスト、卒業試験、卒業スピーチコンテスト)に参加しなかった場合
- CIA ゼネラルマネージャー判断の下、修了証の発行が不可能な場合

第 27 条 (延長)

本校 CIA では、コース延長は 8 週間前に学校の担当スタッフに相談し、延長費用を納付すれば可能である。コースの延長は 4 週単位より可能で、延長分の費用は CIA 所定の銀行口座にコース開始日 8 週間前までに納付しなければならない。そうしない場合、既存の講師や授業が変わったり、部屋が確保できないなどの理由から延長ができないことがある。また、支払い前に航空券の日付変更と旅行保険の延長は CIA 学生本人が直接行い、それに伴って生じた問題に関しては、学生本人に責任があるものとする。

第 28 条 (払い戻し)

授業開講後の授業をキャンセルする場合は、払い戻しを受けることが可能だが、本学 CIA のエージェントと相談し書面にて返金申請をしなければならない。CIA は払い戻し申請書の作成後に学生本人と面談を行い、担当エージェントに通知したのち、エージェントから 30 日以内に返金が行われることとする。本校 CIA 側は、担当エージェントに学生の払い戻し相談や結果を通知し、その後はエージェントが払い戻しに関するすべての責任を負うものとする。

授業料の返金に関する規定は下記の条件に従う。残りの期間を算定し、4 週間単位での払い戻しが可能であり、それ以外の残期間分は、払い戻しの対象とはならない。また、CIA の規則に違反し退学となった場合には、払い戻しは一切行わない。

区分	要求時点	払戻金額
キャンセル (出国前)	4 週前	授業料を除いた残りの学費
	2 週前	2 週間分の寮費を除いた残りの学費
	1 週前	4 週間分の寮費を除いた残りの学費
	3 日前	4 週間分の学費と寮費を除いた残りの学費
キャンセル (出国後) ※4週単位	総コース期間 25%以内	残りの授業料と寮費の 70%
	総コース期間 50%以内	残りの授業料と寮費の 50%
	総コース期間 75%以内	残りの授業料と寮費の 30%
延長	授業開始日の 4 週間前	4 週間分の授業料と寮費の 50%を除いた残りの金額
	授業開始日の 2 週間前	4 週間分の授業料と寮費を除いた残りの金額

ただし、本人の病気、あるいは直系家族の病気でキャンセルしなければならない場合は、通知時点に関係なく、4 週間単位の残りの授業料と寮費の 70%を返金することが可能。(但し、医師の診断書の提出が必要)

また、出国 3 日前を過ぎてからキャンセルした場合は、出国後と全く同じ規定が適用となる。

第 29 条 (退室)

退室する場合は、登録されている退室日の 13:00 までにチェックアウトすることとし、事前にオフィスへ相談していない場合は延泊することはできません。延泊される場合は、1 日当たり定められた延泊費用がかかります。(プレミアム 1 人部屋 1,500 ペソ/プレミアムツインルーム 1,300 ペソ/1 人部屋 1,300 ペソ/2 人部屋 1,200 ペソ/3 人部屋 1,000 ペソ)

退室時には、指定された退室時間に従い、退室準備、担当者とのルームチェック後、書面にサインを行ったのち、退室が可能。ルームチェック時に各部屋の備品紛失や器物破損が発見された場合は、保証金から差し引かれる。個人の事情により、フィリピンにて追加滞在する場合には、学生本人の責任でパスポート管理やビザの延長を行うものとし、外部の滞在時に起こった事故や事件などの問題発生時は、本学 CIA 側は一切の責任を負わず、学生本人に問題解決と出国の義務がある。

第 30 条 (空港への送迎)

本校 CIA は、週末(金～日曜日)の空港へのピックアップは無料で提供し、平日(月～木曜日)ピックアップを希望する場合は、ピックアップ費用 1,000 ペソを現地到着後に納付しなければならない。

退寮後、空港へ向かう場合のセンディングは本学 CIA 側では行わず、学生個人の責任の下で行う。またそれに伴って発生した遅延や乗り遅れなどの問題発生時は本校 CIA は一切の責任を負わず学生本人にあるものとする。

第31条(退学)

CIAの学生が以下に列挙した各号のいずれかに該当する場合には、本学 CIA は一時退室または退学を指示することができる。

- 病気、その他の事由により、保健衛生上寮生活に適さないと認めた場合
- 罰点(警告)処分を受け、院長が退室措置が必要であると認めた場合
- 本学 CIA のガードに金品を渡す行為:いかなる理由であっても、金品を提供した場合(または賄賂とみなされるもの)
- 本学 CIA の許可なしに部外者や卒業生を出入りさせた場合
- 泥酔状態で他の学生に迷惑行為を及ぼしたり、CIA スタッフや学生との争いや喧嘩、学校の器物を破損した場合
- 規定に違反して、本学 CIA 職員やガードの指示に従わずに反抗・妨害する行動をしたり、暴言や暴行などがあった場合
- 寮の部屋や教室を含む学校内で異性間の不謹慎な行動をした場合
- 寮で電熱器具、調理器具を利用して調理したり、火災が起こり得る行動をした場合